

小規模の事業者が製造する食品であっても
小規模ではない事業者が販売するものは

正しく理解
していますか？

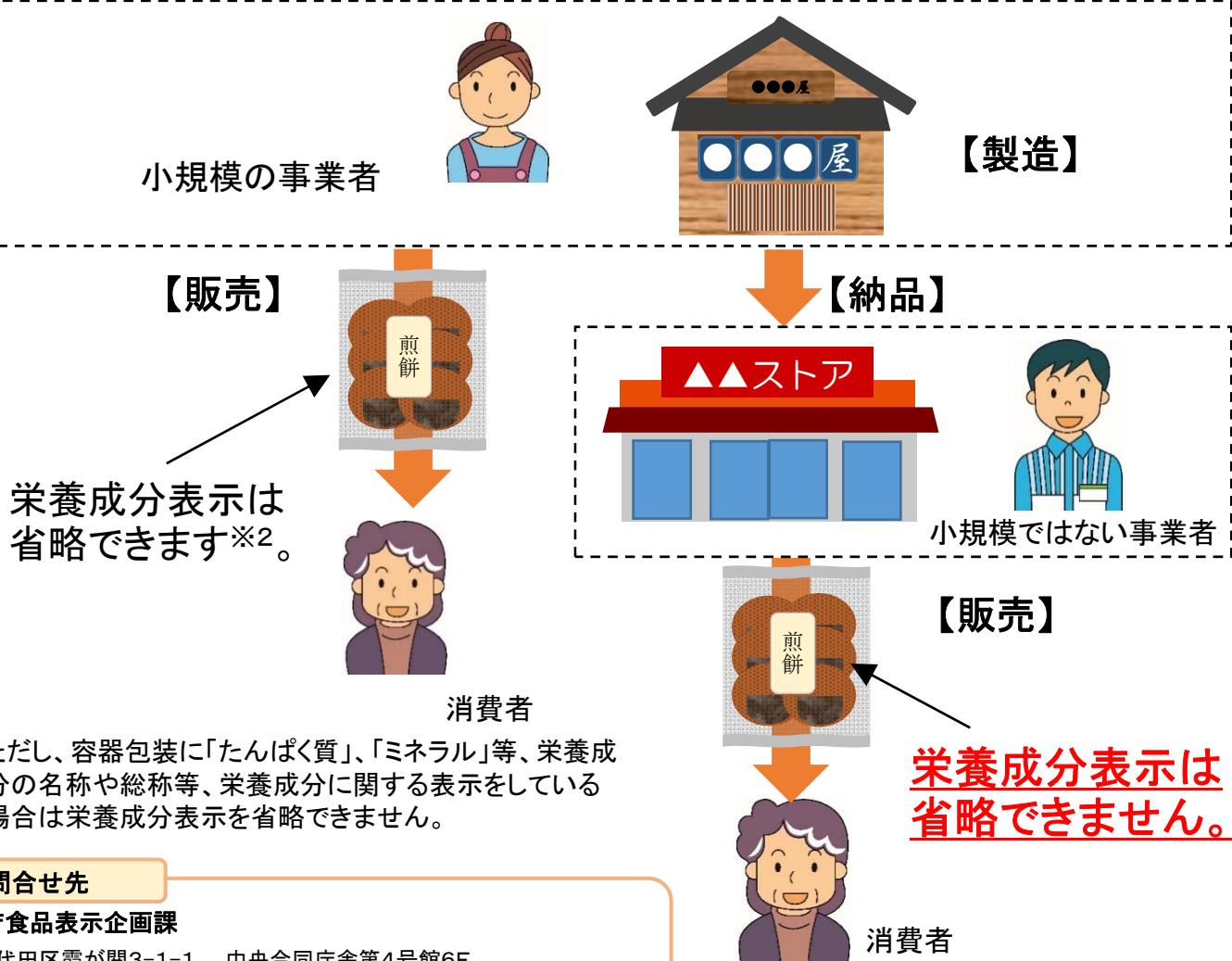
栄養成分表示を 省略できません

小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が
小規模の事業者でない場合は栄養成分表示は省略できません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・ 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・ 中小企業基本法に規定する小規模企業者※1

※1 おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者



お問合せ先

消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F
03-3507-8800(代表) http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/